

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱

令和5年4月17日 制定
令和6年6月20日 改正
令和7年12月19日 改正
令和8年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 有害鳥獣による農畜産物（現に出荷しているものをいう。以下同じ）への被害防止対策として、次に定める条件に該当するものが農畜産物を生産する農地に電気柵を設置する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、矢巾町内の農地（以下「対象農地」という。）において次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 対象農地において農畜産物を生産している農業者及び集落営農組織等
- (2) 対象農地を所有している者であって、当該農地で農畜産物の生産が行われていること
(補助金の交付対象となる経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（次条において「対象経費」という。）は、農畜産物を生産する対象農地への有害鳥獣からの被害を防ぐための電気柵を新設するために必要な資材の購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額については、次のとおりとする。

- (1) 町内全域に所在する対象農地において、対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の3分の2に相当する額以内の額とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、補助金30万円を上限とする。

(電気柵の設置)

第5条 電気柵の設置にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 申請者が自ら設置及び管理を行い、原則として5年以上の使用に耐えることができる資材であること。
- (2) 有害鳥獣による農畜産物への被害防止を目的としたものであること。
- (3) 本事業を活用して電気柵を設置した対象農地と同一の場所への設置でないこと。

(交付申請)

第6条 この事業を実施しようとするもの（同一年度において、既に交付申請者の同一世帯員（集落営農組織等を含む。）がこの補助金の交付申請又は交付決定を受けていないこと。）は、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて矢巾町鳥獣被害防止対策協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業施工位置図
- (3) 見積書
- (4) 設置予定場所の写真等
- (5) 構成員名簿（組織で申請する場合に限る。）

(交付決定)

第7条 会長は、前条に定める申請書を受理したときは、交付の可否について審査を行い、適切と認めるときは、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に対し補助金の交付決定をするものとする。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業費の増額又は減額をしようとするとき。
- (2) 事業計画を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適切と認めるときは矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金(変更・中止・廃止)承認決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業実績書(様式第2号)及び設置完了届(様式第9号)に必要書類を添えて、会長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金請求書(様式第6号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 会長は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を前金払することができる。
- 4 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金前金払請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不適切なとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の取消しの決定を行った場合は、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合は、取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、会長が命ずるところにより補助金を返還しなければならない。

2 前項の規定は、第8条の規定により補助金の交付の決定を変更した場合について準用する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長 様

住 所
名 称
代表者名
電話番号

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付申請書
年度矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業を実施したいので、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額

2 添付書類（該当する項目をチェックすること）

- 事業計画書（様式第2号）
- 事業施工位置図
- 見積書
- 設置予定場所の写真等
- 構成員名簿（組織で申請する場合に限る。）

3 確認事項（該当する項目をチェックすること）

- 申請する対象農地において農畜産物を生産し出荷しています。
- 申請する対象農地について、他市町村から電気柵設置事業に係る補助金は受けていません。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長 様

住 所
氏 名

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金（変更・中止・廃止）承認申請書
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金事業について、次のとおり（変更・中止・廃止）したいので、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金
交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の内容

2 （変更・中止・廃止）理由

| | | |
|-------------|-------|----|
| 3 事業等の経費所要額 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| | （増減額） | 円） |

4 当初交付決定額 円

| | |
|-----------|----|
| 5 変更交付申請額 | 円 |
| （増減額） | 円） |

6 （変更・中止・廃止）予定年月日

7 添付書類（該当する項目をチェックすること）

見積書

その他関係書類

様式第 5 号（第 11 条関係）

年 月 日

様

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金（変更・中止・廃止）承認決定通知書
年 月 日付で（変更・中止・廃止）承認申請のあった 年度矢巾町
農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので矢巾
町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知しま
す。

記

1 交付決定額 円

2 特記事項

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長 様

住 所
氏 名

年度矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 内訳 交付決定額 円
前金払受領額 円
- 3 振込先

（口座振込金融機関）

| 金融機関名 | 支店名 | 預金種別 |
|------------------|----------|-----------------|
| 銀行 信用金庫 農協 | 支店 支所 | ・普通 ・当座 ・ |
| 口座番号 | 口座名義（カナ） | |
| | | |

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長 様

住 所
氏 名

年度矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金前金払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 振込先

（口座振込金融機関）

| 金融機関名 | 支店名 | 預金種別 |
|------------------|----------|-----------------|
| 銀行 信用金庫 農協 | 支店 支所 | ・普通 ・当座 ・ |
| 口座番号 | 口座名義（カナ） | |
| | | |

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長 様

住 所
氏 名

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した 年度矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金の交付について、次のとおり支給額の（全部・一部）を取り消したので、矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日 付け 第 号

交付決定額 円
(うち交付決定を取り消す金額 円)

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

矢巾町鳥獣被害防止対策協議会
会長 様

住 所

氏 名

設 置 完 了 届

年 月 日、電気柵設置を完了したので報告いたします。

記

1 設置所在地 矢巾町大字

2 設置完了年月日 年 月 日

3 添付書類（該当する項目をチェックすること）

矢巾町農畜産物被害防止電気柵設置事業実績書（様式第2号）

設置個所の写真等

その他関係書類